

広報いわむろ秘蔵写真館

13

写真は語る

護国神社造営勤労奉仕隊(樋曾)

1枚の古びた写真が明らかにする思いがけない歴史(記録)の一面。みなさんの秘蔵写真を紙上公開します。お手元にあるとおきの1枚を広報いわむろにお送りください。

●応募先=〒953-01 岩室村大字西中860 岩室村役場 総務課 企画係 ☎82-4111 内線201・202



〔写真〕樋曾・渡辺トミさん所蔵

▲奉仕の名のもとに、造営現場で汗を流した二十七人の彼女たち。記念写真という一枚の見返りにひとときの笑みを見せた。昭和18年7月8日

これは昭和18年7月8日、新潟市にある新潟県護国神社の造営勤労奉仕隊として、樋曾の若い女たちが奉仕に汗を流した時の記念写真である。このころ各地で、銃後の護り、として勤労奉仕が盛んに行われていた。今日はこの地区、明日はその地区と、半強制的に狩り出された。奉仕というだけあって、もちろん無報酬。この時は逆に一人、土一升を供出したという。造営現場が砂丘地であるためだ。

この日彼女たちは、全員が弁当一つに土一升を持

ち、樋曾から巻駅まで砂利道を6キロ歩き、そこから列車で白山駅へ。戦時中という暗い時代ではあったが、車内では時折、笑顔が見られたという。ふだん着に替え、真新しいカスリの上着とモンペ姿に、「こんなとき以外、こざれいに身を固めることもなかった時代ですから…」と渡辺さん。下は15歳から上は25歳前後までの若い彼女たちにとって、よそ行きの仕たくと、記念写真というこの一枚の見返りに、ひととき満心の笑みをみせていた。

善意をありがとう

- 油島の坂爪惣一郎さんから「父信一さん」のご冥福を祈られ金五万円のご寄付がありました。
- 和納五区の小川毅さんから「父五郎治さん」のご冥福を祈られ金五万円のご寄付がありました。
- 間瀬七区の本間儀一郎さんから間瀬保育園に大型モノプロック遊具(一五万円相当)のご寄付がありました。

青い鳥はがきあげます

郵便局では、身体障害者福祉強調運動にちなんで、体の不自由な方に青い鳥はがき二十枚を、無料で差しあげます。

▽対象：一・二級の身体障害者手帳をお持ちの六歳以上(三月末現在)の方 ▽申込み：五月末までに手帳と印鑑をお持ちのうえ、お近くの郵便局へ。代理の方でも結構です。

今月の納税

軽自動車税 全期

●5月31日が納期限です

二人目のお子さんから

受け取れます

児童手当法の改正(八月一日から)

第二子には 月額二千五百円

昭和六十一年六月一日現在、十八歳未満のお子さんを二人育てている家庭が、対象になります。ただし、二人目のお子さんは昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童に限られ、対象となる家庭には、月額二千五百円の児童手当が支給されます。対象となる児童をおもちの家庭は、今月三十一日までに役場住民福祉課で申請してください。

増額分の申請を

三人以上のお子さんを育て、現在児童手当を受給している家庭で、二人目

のお子さんが新制度の対象(昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童)となる場合は、新たに申請をする必要がありません。一人あたり月額二千五百円の手当が増額されます。申請は、役場住民福祉課で行ってください。その際印鑑が必要です。

対象児童の年齢

三年間で

段階的に修正

新制度では、三年後に対象児童の基準を就学前に統一し、より多くの家庭に児童手当を支給できる体制をとりました。支給額は変わりませんが、支給期間が変わりますのでご注意ください。一年目(昭和六十一年六月一日から六十二年三月三十一日まで) 昭和六十一年六月一日現在で、二人目のお子さんは二歳未満、三人目のお子さんは中学校卒業までを対象児童とします。

二年目(昭和六十二年四月一日か

児童手当法が、六月一日から変わります。いままでの法律では、三人以上のお子さんを育てている家庭に、児童手当が支給されましたが、今回の改正で、二人目のお子さんからも支給されることになりました。改正された児童手当法を紹介します。

六十三年三月三十一日まで) 昭和六十二年四月一日現在で、二人目のお子さんは四歳未満、三人目のお子さんは小学校三年生までを対象児童とします。

三年目(昭和六十三年四月一日以

降) 二人目のお子さんも三人目のお子さんも、就学前までを対象児童とします。

社会で育てる「基盤」 づくりの第一歩

平均寿命が延び、高齢化社会が進み、子供の出生率は減少しています。つまり人口の割合が、逆ピラミッド型になっているのです。このままの状態が続くと、次代を担う子供の数が減ってしまい、社会・経済の維持・安定に大きく影響をおよぼすでしょう。 今回の改正は、未来へ育つ子供たちを、社会全体で育てよう、という基盤づくりの第一歩なのです。

ご協力を!

春の観光シーズンを迎え、県内外から多くの大型観光バスがやってきています。交通事故防止と、県道では、路上駐車や木材などの障害物を置かないようご協力を。

社会参加に力添え

体の不自由な方の 免許取得に助成

県では、体の不自由なみなさんの積極的な社会活動の参加を促進するため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。▽対象者：四級程度以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、免許取得により就業など積極的な社会参加をはかる人 ▽助成額：免許取得にかかった費用の三分の二(総額が十万円以上の場合には十万円まで)を助成 ▽申込み・問合せ：助成人数に限度がありますので、お早めに役場住民福祉課福祉係(☎82-4111 内線一三三)へご相談ください。